

「職場の受動喫煙防止対策に係る説明会」開催のお知らせ

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会徳島支部

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）が平成26年6月25日に公布され、職場の受動喫煙防止対策に係る規定は、平成27年6月1日から施行されています。

改正法では、労働者の受動喫煙を防止するため、事業者は、事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることが努力義務となりました。

この度、厚生労働省から委託を受けて、改正法の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、経営者並びに人事、労務及び安全衛生担当者の理解を深めるとともに、受動喫煙防止対策の進め方を提案すること等を目的とした「職場の受動喫煙防止対策に係る説明会」を下記のとおり開催することとしましたので、御参加いただけますよう御案内申し上げます。

記

- 1 対象：経営者並びに人事、労務及び安全衛生担当者 など
- 2 日時：平成28年11月21日（月）
説明会：14：00～16：00（受付開始：13：30～）
- 3 場所：徳島県立総合福祉センター（別添の地図参照）
〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2番地 電話：088-654-0294
- 4 内容
 - ①受動喫煙による健康への有害性について
 - ②職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制等及び整備等について
 - ③職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、受動喫煙防止対策に関する支援制度等の行政の取組について
 - ④受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介 等
- 5 申込期限：平成28年10月31日（月）、先着100名様まで
- 6 参加費：無料（テキスト等も無料）
- 7 申込・問い合わせ先：（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会徳島支部
FAX：088-692-6880 電話：080-8630-1879
メール：shibu@jashcontokushima.sakura.ne.jp

※上記アドレスに事業場名称、参加者氏名、連絡先等を記載の上、送信してください。ファックスの場合は、裏面に必要事項を記載の上、同じく送信してください。

FAX : 〇 八 八 — 六 九 二 — 六 八 八 〇

「職場の受動喫煙防止対策に係る説明会」出席申込み

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 徳島支部 行

所在地 〒771-1251 板野郡藍住町矢上字西42-7 トビウメ歯科内

担当：飛梅

事業場名称：_____

参加者氏名：_____

連絡先等：_____

◎徳島県立総合福祉センターへのアクセスマップ

